遺産の分け方によって，税額がここまで変わる

～2011年度 秋季弁護士研修講座より～

昨年2011年10月25日，弁護士会館クレオにおいて，「遺産の分け方によって，税額がここまで変わる」というテーマで研修が行われました。遺産分割協議の事件を処理するにあたっては，常に税務の問題を意識する必要がありますが，会員の中で，税務に絶対の自信をお持ちの方はそう多くはないのではないでしょうか。

今月号の特集では，上記研修をもとに，相続税の計算方式を概説した上で，特に重要と思われる特例について掲載致しました。事例の検討においては計算式も掲載させていただきましたので，電卓を片手にご参照いただければと思います。

なお，この特集で取り上げた特例以外にも種々の特例がありますので，会員が自己の業務で関与する個々のケースについては，税理士に相談しながら事件処理をされることをお勧め致します。　（西岡　毅）

遺産の分け方によって，税額がここまで変わる

税理士　松岡 章夫

講師プロフィール　まつおか・あきお／平成５年に国税庁資料調査課を退職し，平成７年，税理士登録（千代田区神田神保町）。平成16～18年度には税理士試験試験委員を務め，平成12年からは東京地裁民事調停委員を担当。主な著書として，「相続・贈与税トラブルの傾向と対策」（平成18年９月刊，ぎょうせい），「新事業承継のための税務 非上場株式の相続税・贈与税」（平成21年６月刊，共著，大蔵財務協会），「所得税・個人住民税ガイドブック」（平成22年12月刊，共著，大蔵財務協会）など。

1　はじめに

相続税の制度の特性から，遺産の分け方によって税負担が大きく変わってくることがあります。特に，第二次相続まで考えた場合に顕著です。例えば，３カ月の間に，父，母と続けて亡くなったケースでは，第一次相続の分け方で，一次，二次の相続税の負担が変わってくるわけです。遺産分割協議をする場合にも，第二次相続を考慮した有利な分割協議というものがあるわけです。何かウルトラCがあるわけではありませんが，本日は，少しでも，この話は知らなかったというところがあるようにお話をしていきたいと思います。

以下では，まずは相続税の課税方式について概観した上で，続いて相続税に関する特例について述べたいと思います。

2　相続税の課税方式

相続税は，相続人ごとに財産をいくら取ったから税金がいくらですというような単純な計算方式になっていません。相続人全員の相続分を足した課税価格から税額を算出して，それを分担するという計算方式となっています。そのため，遺産の分け方によって税負担が異なってくることになります。

相続税の課税方式については，**【図表1】**（6-7頁掲載）を見ながらご説明したいと思います。このケースでは，法定相続人がABCと３人いて，Aは配偶者，B，Cが子供です。それからDという受遺者がいます。Dはお孫さんで，遺言で財産を取得したとお考えください。

⑴ 課税価格の合計

まず，個々人が相続した分割後の財産に，みなし相続財産といわれる生命保険金や退職金を足して，それから債務，葬式費用を引きます。各相続人の取得した財産をその人ごとに計算するわけです。それから，これらを全部合計するという仕組みになっています。従って，通常の場合はこの課税価格の合計額と書いてあるところが，純遺産そのものです。

⑵ 基礎控除

課税価格の合計額から基礎控除を引いたものが課税対象ということになります。

基礎控除は，「5,000万円＋1,000万円×法定相続人数」*1という式で計算されます。このケースでは法定相続人が3人ですから，「5,000万円＋1,000万円×3人」となり，8,000万円までは無税ということになります。仮に受遺者が複数いた場合，例えば，受遺者が20人いた場合でも，基礎控除が20人分増えるということはありません。

⑶ 相続税の総額の算出

そして，基礎控除を引いた課税遺産総額というところを，法定相続分で分けたものと仮定して，法定相続分を掛けます。配偶者と子供2人というこのケースでいけば，配偶者の法定相続分は2分の1，子供2人はそれぞれ4分の1ずつとなります。税率表は

【図表2】相続税の速算表（平成15年1月1日以降）

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	－
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

＊図表2～7は，「Q&A 相続税 小規模宅地等の特例」（大蔵財務協会）より引用

【図表2】のとおりです。最高税率は50％になっています*2。そこで算出された額を再度合計しますと，相続税の総額というものが出てきます。

このように，相続税の制度は，遺産の額と家族構成が決まれば，財産をどう分けようと，基本的に一緒になります。相続税の総額までは一緒になるということです。債務超過の場合は別途の検討が必要ですが，基本的には相続税の総額まではまったく変わりません。この課税方式による特性の影響で，税額の差が出てきます。

⑷ 納付すべき税額の算出

次いで，それを実際に取得した割合で税金を分担することになります。ですから，このケースでは，ABCDがそれぞれ4分の1ずつ取れば，相続税の総額を4分の1ずつ負担するということになりますし*3，

＊1：2011年10月25日現在，基礎控除を「3,000万円＋600万円×法定相続人数」とする税制改正案が国会に出ています。施行を2012年の1月1日以後の相続，遺贈からということで，復興財源の第3次補正との関連でいけば通るのではないかと思われます。

＊2：2011年10月25日現在，最高税率を上げる改正案が国会に出されています。その改正案によれば，相続税の速算表の一番下段に6億円超という枠が新しく設けられ，税率は55%とされています。この改正案が通ると，2012年の1月1日以降の相続では，6億円超の方については税率が55%となります。

＊3：この場合，仮にDが支払わないとき，一義的には，ABCがDに代わって税金を負担することはありません。なお，連帯納付義務という制度もありますが，ここでは省略します。

【図表1】

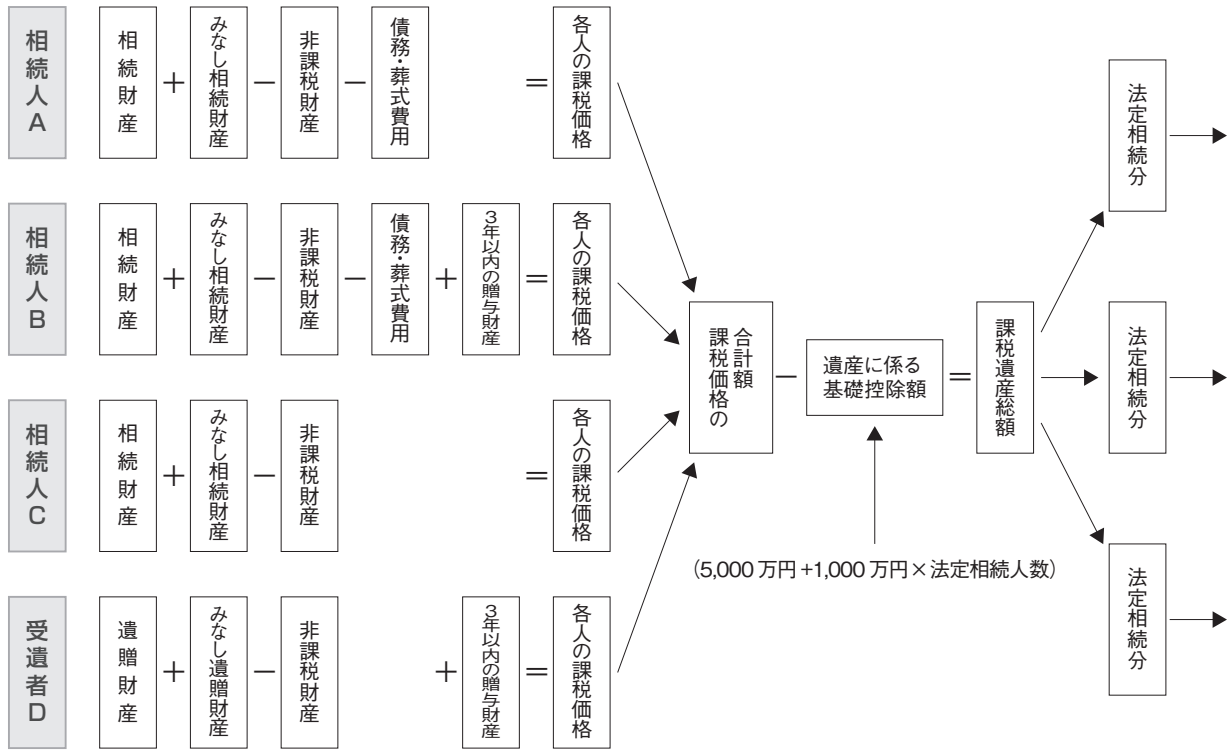

Aが全部取れば，Aがそれを全部負担するということになります。こういう計算構造になっているというところをご理解ください。

これをいかにうまく使うかにより税負担の額に差がでますが，後ほど具体例を交えてご説明致します。

⑸ 2割加算

ここで，2割加算という制度を説明します。

2割加算というのは，相続等によって財産を取得した人が，被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった孫を含む）及び配偶者以外の者であるときは2割加算して税金を払うという制度です。水が流れるがごとく，血の通りに相続が流れる分には，2割加算はされないというイメージです。例えば，ご兄弟が相続人となるようなケースでは，ご兄弟は一親等の血族ではありませんし，配偶者ではありませんので，税額が2割加算になるということです。

被相続人の一親等の血族には，代襲して相続人となった孫を含むとされていますので，代襲相続人となる孫は2割加算をしなくていいことになっています。

ここで注意していただきたいのは，まだお子さんが生きているときに，そのお子さんであるお孫さん（先ほどのケースのD）に何か財産を遺贈した場合については2割加算があります。代襲して相続人となったわけではないからです。

なお，相続税が5割の場合，5割払うくらいなら，2割加算の6割で孫にやった方が一代飛ばせるのでいいという話も出てくるかもしれません。その辺のところは，どういう形で財産を残していくのがいいのか，しっかり考える必要があるということになります。

以上が相続税の課税方式となります。

3　特例

続きまして，相続税の特例についてご説明いたします。相続税に関してはいろいろな特例がありますが，これらの特例によって税負担がどれだけ変わるかについてお話しさせていただきます。

特にご承知いただきたい特例としては，

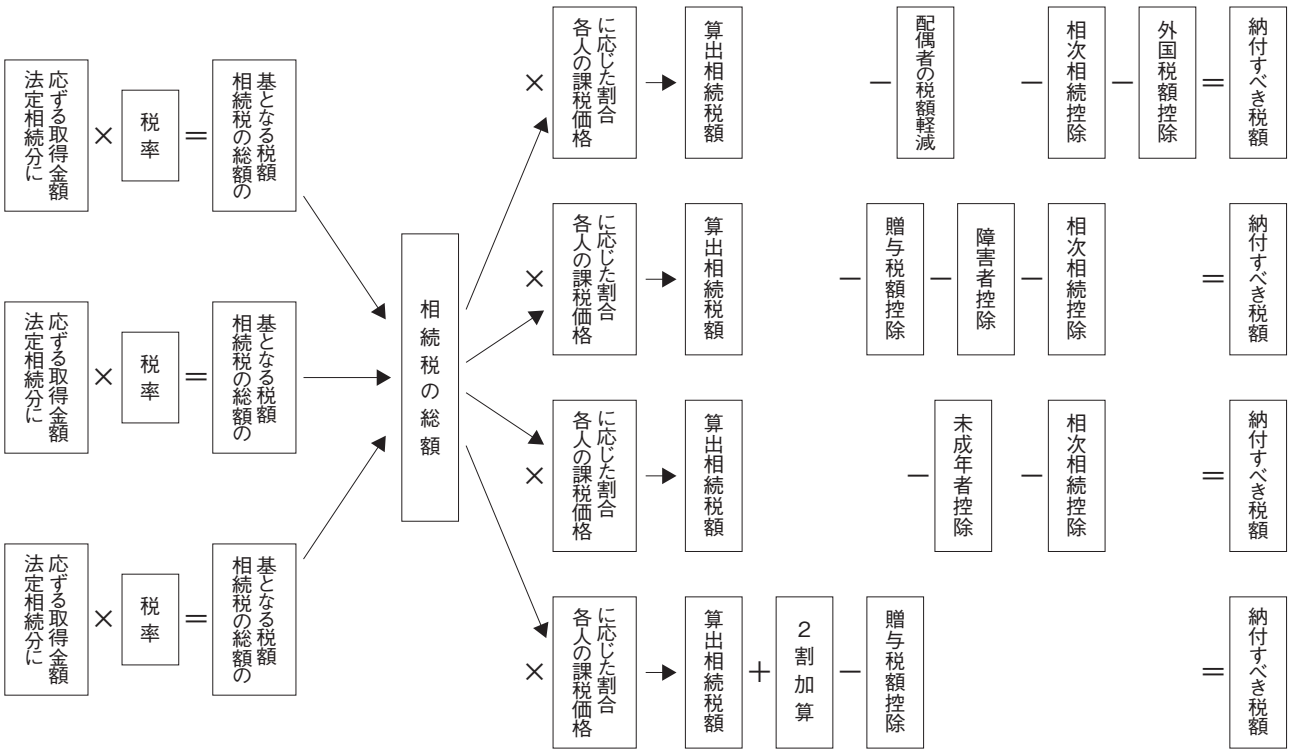

＊「H22版 図解相続税・贈与税」（大蔵財務協会）より引用

① 配偶者の税額軽減の制度
② 小規模宅地等の課税価格減額
③ 農地についての納税猶予制度
④ 非上場株式の納税猶予制度
があります。

これらの制度をいかに使うかによって税負担が違ってきますが，ここでは，①配偶者の税額軽減の制度と②小規模宅地等の課税価格の減額という制度についてご説明いたします。説明にあたっては，数字を使って具体的な話をさせていただこうと思います。もしよろしければ，電卓をたたきながら税額の差を実感していただければと思います。

4　配偶者の税額軽減（①）

まず1番目の特例は，配偶者の税額軽減の制度です。この制度は，ご承知のように配偶者の取得分が法定相続分までであれば，すべて非課税となるというものです。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{次のア又はイのうちいずれか少ない方の金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

ア　（課税価格の合計額×配偶者の法定相続分）又は1億6千万円のいずれか多い方の金額

イ　配偶者の課税価格（相続税の申告期限までに分割されていない財産の価額は除く。）

ちょっと難しく書いてありますが，基本はアのところを見ていただければ結構です。配偶者の法定相続分又は1億6,000万円のいずれか多い方の金額までは無税とされます。従って，例えば，配偶者と子2人の場合は2分の1ですから，例えば，100億円財産があると，50億円まで無税にできるということになります。1,000億円あっても，500億円までは無税ということになります。また，最低保障的に1億6,000万円というものがあります。

この制度もうまく使えば，第一次相続，第二次相続で税負担が違ってきます。詳細は，後の各事例検討の場面に譲ります。

5　小規模宅地等の特例（②）

相続税の実務の中で，一番数が多くて課税価格に大きな影響があるのが，この2番目の小規模宅地等の特例です。

【図表3】

宅地等	条　件	改正前 上限面積	改正前 減額割合	平成22年度改正後 上限面積	平成22年度改正後 減額割合	
事業用	事業継続	400㎡	▲80%	400㎡	▲80%	改正なし
事業用	非継続	200㎡	▲50%	適用不可		
不動産貸付	事業継続	200㎡	▲50%	200㎡	▲50%	改正なし
不動産貸付	非継続	200㎡	▲50%	適用不可		
居住用	居住継続	240㎡	▲80%	240㎡	▲80%	改正なし
居住用	非継続	200㎡	▲50%	適用不可		
居住用	配偶者取得	240㎡	▲80%	240㎡	▲80%	改正なし
居住用	家なし親族	240㎡	▲80%	240㎡	▲80%	改正なし

減額割合の表**【図表3】**を見ていただこうと思いますが，例えば事業用で事業継続と書いてあるところを見ていただきますと，上限面積400㎡で80％減額と書いてありますので，2割でいいわけです。これは，面積しか縛りがありませんので，単価の高いところほどものすごい金額になります。例えば，銀座あたりで事業をやって，個人で土地を持っている場合，金額としては億単位の話になります。

以下，時間の関係もありますので，ポイントを絞って押さえていこうと思います。

⑴ 2010年改正のポイント

この制度は，2010年4月1日以後の相続から，かなり大幅な改正がありました。端的に言うと，非常に厳しくなったので，今まで使えていた人たちもかなり使えなくなってきたと思われます。ですから，今後の相続税事案はこの制度が使えるかどうかによって，特に都心ほど，単価の高い土地をお持ちの人ほど大きな税負担の差が出てくる可能性があります。

改正点は4つです。

① 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（改正前：200㎡まで50％減額）を適用対象から除外する。… 最低保障の撤廃
② 一の宅地等について共同相続があった場合には，取得した者ごとに適用要件を判定する。
③ 1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には，部分ごとに按分して軽減割合を計算する。
④ 特定居住用宅地等は，主として居住の用に供されていた一つに限られることを明確化する。

まず，①相続人等が申告期限までに事業または居住を継続しない宅地等が適用対象から除外されることになりました。最低保障の撤廃と書きましたが，要するに，親族が相続または遺贈によって取得した宅地のうち，事業あるいは居住の用に供していた土地で，特定事業用，特定居住用，特定同族会社事業用，貸付事業用と4つに該当する部分に限るという制度になりました。

もう一度**【図表3】**を見ていただくと，例えば事業用で事業継続のところは改正がないのですが，非継続のところは，今まで200㎡50％が減額されてきましたが，改正により，この制度がなくなりました。非継続というのは，申告期限までに売ってしまったとか，その事業を継続しなかった，引き継がなかったということです。例えば，八百屋さんをやっていたけど，息子はやらなかったというような場合です。

それから不動産貸付，これも非継続については200㎡まで50％減額という最低保障があったのですが，適用不可になりました。それから居住用も，居住継続の場合は240㎡まで80％減額のままですが，非継続の場合は200㎡まで50％減額というのが適用できなくなりました。この非継続の部分がなくなった，最低保障がなくなったということを頭に置いておいてください。

それから，改正点の②ですが，これもかなり厳しい改正です。例えば，ある土地を兄弟で共同相続するという場合，改正前は，そのうちの1人でも要件を満たしていれば，その土地を取得した人全員が減額されていたのですが，2010年の4月1日以後の相続から，1人1人要件を見ることになりました。これはまさに本日のテーマ，分け方によって税負担が変わるということにも直結する話となります。

残りの③と④の改正は，小規模宅地の話としては重要ですが，今日のテーマとは少し論点がずれますので省略させていただきます。

⑵ 分割要件

小規模宅地等の特例の適用を受けるためには，原則として，亡くなってから10カ月までに分割がなされていなければなりません。

では，死亡後10カ月の時点でまだもめていて分割が未了の場合，この特例は使えないのかというと，そうではありません。「申告期限後3年以内の分割見込書」というものを死亡後10カ月のときに提出しておけば，その後分割協議が行われて，この特例により税金が下がった時には，分割協議の日から4カ月以内に限って，更正の請求をすることができます。弁護士の皆さんとしても，分割が終わりで事件終了とはせずに，ぜひ税理士に伝えていただいて，4カ月以内に更正の請求を行うというところまでフォローしていただきたいと思います。4カ月過ぎてしまうと，基本的には小規模宅地の減額はできませんのでご注意ください。

なお，「申告期限後3年以内の分割見込書」ということですが，3年以内に分割ができないとだめかというと，これも必ずしもそうではありません。分割されないことについて「やむを得ない事情」がある場合には，さらに届出書を提出して税務署長の承認を得て，「分割ができることとなった日」の翌日から4カ月以内に分割された場合にも本特例が適用されます。分割ができてから4カ月以内に更正の請求をしなければいけないのは先程と同様です。ここで，「やむを得ない事情」と「分割ができることとなった日」というのは，次の①から④の場合を言います。

① 相続税の申告期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月）の翌日から3年を経過する日において，その相続に関する訴えが提起されている場合 … 判決の確定又は訴えの取下げの日その他訴訟の完結の日

② 相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日において，その相続に関する和解，調停又は審判の申立てがされている場合 … 和解若しくは調停の成立，審判の確定又は申立ての取下げの日

③ 相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日において，その相続に関し，民法の定めにより遺産の分割が禁止されている場合 … その分割が禁止されている期間が経過した日

④ ①から③までのほか，相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日までに分割されなかったこと及び分割が遅延したことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合 … その事情の消滅の日

これらは，弁護士の皆様の専門分野に入ってくるケース，すなわち，まさに訴えが提起されている，あるいは調停の申し立てがされている事案であったり，遺産の分割が禁止されている事案等の場合になります。

このように，特殊な事情がないと3年以上には延ばせませんが，分割内容を決める際には，小規模宅地の特例の適用も考慮の対象に入れていただいて，特例により戻ってくる税金をどう分割するのかという話までフォローしていただきたいというところです。

⑶ 2010年改正後の本特例の内容

ア　特定事業用

【図表4】特定事業用宅地等の要件

区　分	特例の適用要件	
被相続人の事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限までに承継し，かつ，その申告期限までその事業を営んでいること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで，その宅地等の上で事業を営んでいること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

（注1）事業には貸付事業を除く。

特定事業用宅地の区分は2つあります。被相続人が事業に使っていた土地と，生計を一にしていた親族が事業に使っていた土地です。だいたい同じ要件でいけます。いずれも400㎡まで80%の減額ができます。

基本は被相続人が個人で何か事業をやっている。先ほど言いましたけど，八百屋をやっていると考えてください。要件としましては，まず，事業承継要件があります。ですから，相続人がその八百屋を引き継いでやるということ。それから，申告期限まで保有するという保有継続要件ということです。これもそんなに厳しい要件ではないです。申告期限までやっていれば，極端に言えば申告期限の翌日に売ってしまっても大丈夫ということになります。これが特定事業用ということになります。

特定事業用の場合でだめなケースというのは，八百屋なんかできないということでやらない場合とか，あるいは申告期限までに売ってしまったという場合になります。

ここで注意していただきたいのは，事業から貸付事業が除かれていることです。マンション賃貸事業を手広くやっているので事業だと言っても，小規模宅地上は特定事業用にはならず，貸付事業用というのにいきます。軽減割合が違うわけです。貸し付けの場合には，80％減額はさせずに50％減額ということになっています。

イ　特定居住用

【図表5】特定居住用宅地等の要件

区　分	特例の適用要件	
	取得者	取得者ごとの要件
被相続人の居住の用に供されていた宅地等	被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
	被相続人と同居していた親族	相続開始の時から相続税の申告期限まで，引き続きその家屋に居住し，かつ，その宅地等を有している人
	被相続人と同居していない親族 ‖ （家なし親族）	被相続人の配偶者又は相続開始の直前において被相続人と同居していた一定の親族がいない場合において，被相続人の親族で，相続開始前3年以内に日本国内にある自己又は自己の配偶者の所有に係る家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。）に居住したことがなく，かつ，相続開始の時から相続税の申告期限までその宅地等を有している人（相続開始の時に日本国内に住所がなく，かつ，日本国籍を有していない人は除かれます。）
被相続人と生計を一にする被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
	被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで，引き続きその家屋に居住し，かつ，その宅地等を有している人

特定居住用については，240㎡まで80%の減額ができます。先ほどもありましたように，その人ごとに

要件を見ていきますので，この要件を満たす人が宅地を取るのかどうかにより，税負担が大きく変わってきます。ここを是非気をつけていただきたいと思います。

まず，配偶者が取得する場合には全く要件はありません。ですから，配偶者が相続したときは，亡くなった翌日に売ってしまっても８割減額ということになります。

被相続人と同居をしていた親族が取る場合は，居住と保有を継続するという２つの要件が必要です。

それから次が，「家なし親族」と書いているところです。家がない親族が取った場合ということになります。大きく言うと３つの要件があります。

① 被相続人と同居していた一定の親族がいない
② 相続開始前３年以内に自己または自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがない
③ 相続開始の時から相続税の申告期限までその宅地等を有している

①の要件ですが，基本的には，被相続人が一人住まいだったと考えていただければ結構です。一人住まいでなくてもいい場合があるのですが，細かいところは省略させていただきます。

②の要件は，「家なし親族」と呼ばれる部分です。要は，３年間は借家住まいしてくださいということです。自己というのは相続を受ける側です。ですから，極端に言うと，親のところに住んでいればオーケーということになります。変な話ですけど，親の建てた家に住んでいても「家なし親族」に該当するということです。自分と自分の配偶者が持っている家に住んでいたら適用がありません。

③は，申告期限まで宅地を保有している人ということになります。

大きく言うとこの３つです。①被相続人と同居している人がいない，②３年以内に自分と自分の配偶者の所有の家に住んでいない，それから，③申告期限まで持っていてくださいということです*4。

ここで注意していただきたいのは，居住しなければいけないという要件がないというところです。家を所有していないのだからいつかは住むかもしれない，そうであれば80％減額しますと，そういう制度です。自分は借家に住んでいて，一人住まいの親の土地を相続する場合には，80％減額ができ，その後，申告期限が過ぎたら売ってしまうと，これで80％も減額していいのだろうかという感じがしますが，税法上は問題ないということになります。

それから生計を一にする場合もありますが，ここのところは省略します。

ウ　特定同族会社事業用

【図表6】特定同族会社事業用宅地等の要件

区　分	特例の適用要件	
特定同族会社(※1)の事業の用に供されていた宅地等	法人役員要件	相続税の申告期限においてその法人の役員(※2)であること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

(※1)特定同族会社とは，相続開始の直前において被相続人及びその親族等がその法人の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を有している法人（相続税の申告期限において清算中の法人を除きます。）をいう。
(※2)法人税法第2条第15号に規定する役員（清算人を除きます。）をいう。

これは個人で八百屋をやっているのではなく，同族会社で行っている場合です。400㎡まで80％減額

*4：よくあるケースで，相続人である娘さんがご主人所有の家に住んでいる場合がありますが，これは要件を満たしません。繰り返しになりますが，2010年の４月１日より前までは，このような場合でも，親が住んでいた土地なのだから50%は減額してあげますという制度があったのですが，それがなくなってしまったということです。

ができます。

エ　貸付事業用宅地

【図表7】貸付事業用宅地等の要件

区　分	特例の適用要件	
被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等に係る被相続人の貸付事業を相続税の申告期限までに承継し，かつ，その申告期限までその貸付事業を行っていること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで，その宅地等に係る貸付事業を行っていること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

これは200㎡まで50％の減額ができる制度ですが，要件は事業を承継していただいて，保有を継続する。いずれも申告期限までということです。貸し付けですから，保有していれば基本的には事業を継続することになります。ですから，事業継続の承継の要件は普通は問題ないと思います。申告期限までに売却さえしなければ，だいたい大丈夫ということになると思います。売らないと納税資金が捻出できない場合は，いったん融資を受けてから申告期限後に売れば良いということになります。

6　小規模宅地等の特例における事例の検討

宅地を取る人がちゃんと要件を満たしているのかどうかをチェックする必要があるということをご理解いただいたと思いますが，数字的にどんな差が出るのかについて，以下の事例について，いくつかのケースを検討していきます。

【事 例】

相続人は，配偶者A，子Bの2人。

財産は，自宅（土地240㎡）が2億円*5，預金が2億円。

小規模宅地等の要件は，Aのみが満たしている。BはAと同居しておらず，持ち家に居住している。

⑴ ケース1

まず，配偶者のAが自宅を取得し，Bが預金を取得したというケースです。特例適用前の数字で見ると，2億円ずつ分けるというのは公平に見えます。配偶者Aが，住んでいた自宅を取り，預金は子のBが取る，というケースで，普通の流れだと思います。

このケースでは小規模宅地等の特例により，相続税の計算上，2億円の土地の評価が8割減額になります。ここがすごく大きなところになります。

そうしますと，配偶者Aの課税価格は4,000万円（＝2億円×0.2）*6になります。Bは預金の2億円ですから，先ほどの相続税の課税方式**【図表1】**にありましたように，これらを合計して2億4,000万円で相続税を計算します。そうすると，全体で3,700万円になります。

【計算式】

① 課税価格

- A　2億円×0.2＝4,000万円
- B　2億円
- 課税価格　4,000万円＋2億円＝2億4,000万円

② 基礎控除

5,000万円＋1,000万円×2人＝7,000万円

③ 差引金額

①－②＝1億7,000万円

④ **相続税の総額**

1億7,000万円×1/2＝8,500万円

8,500万円×30%－700万円＝1,850万円

1,850万円×2人＝3,700万円

そして，配偶者の分は配偶者の軽減の特例がありますので，2億4,000万円の法定相続分の1/2の1億2,000万円までですし，1億6,000万円以下でもありますから，全部軽減になりますからゼロ。従って，Bが3,083万円払えばこの事案は一応終わることになります。

これでよかったとなるのかどうか，後ほど検討致します。

相続人	A	B	合 計
課税価格	4,000万円	2億円	2億4,000万円
相続税額	617万円	3,083万円	3,700万円
配偶者軽減	617万円	－	617万円
納税額	0万円	3,083万円	3,083万円

⑵ ケース２

逆にBが自宅を取得して，Aが預金を取得したとするというケースではいかがでしょうか。

このケースでは，Bは土地を取得しましたけど，特例の要件を満たしていませんので2億円のままですから，相続税の課税価格の合計額は4億円になります。まったく減額がないわけです。相続税の総額は9,800万円になってしまいます。配偶者は，法定相続分までの取得ですから全部軽減が受けられますので，配偶者の税額はゼロにはなります。ところが，Bは4,900万円になってしまいます。

ケース1と比べると，約1,800万円ほど税負担が増えてしまうということになりますので，まさに税負担が異なるということになります。

相続人	A	B	合 計
課税価格	2億円	2億円	4億円
相続税額	4,900万円	4,900万円	9,800万円
配偶者軽減	4,900万円	－	4,900万円
納税額	0万円	4,900万円	4,900万円

⑶ ケース３

AとBが，それぞれ半分ずつ取得したとしますと，Aは土地を1億円，預金を1億円取っていますが，小規模宅地の特例により，土地は2割の2,000万円です。Aの課税価格は1億2,000万円になります。Bの課税価格はまったく減額がないわけですから，土地の1億円と預金の1億円で2億円です。したがって，課税価格の合計額は3億2,000万円になりますので，税金を計算していきますと，配偶者は法定相続分以下でもあり，1億6,000万円以下ですから無税になります。Bは4,125万円払わないといけないということになりますので，ケース1と比べると1,000万円増えています。ですから，これも税負担が増えてしまうということになります。

相続人	A	B	合 計
課税価格	1億2,000万円	2億円	3億2,000万円
相続税額	2,475万円	4,125万円	6,600万円
配偶者軽減	2,475万円	－	2,475万円
納税額	0万円	4,125万円	4,125万円

＊5：240㎡で2億円というと，1㎡83万円ぐらい，ちょっと山手線の中に入ってこないと出ない単価かもしれませんが，赤坂あたりだと逆にもうちょっと高くなるのではないかと思います。あり得るケースです。

＊6：8割減額ですから，0.2を掛けて算出します。

(4) ケース4

そうすると，相続税額が最小になるのはケース1でいいのかということになるわけですが，実は，第一次相続の相続税額が最小になる分割方法というのは，1億6,000万円まで配偶者は無税だという制度がありますから，Aの課税価格を1億6,000万円にした場合です。従って，配偶者Aが，2億円の土地を取って，それが2割の評価でいいわけですから4,000万円。そうすると，あとの預金の1億2,000万円取るということになります。結局，Aの課税価格は1億6,000万円で，Bは8,000万円しかない。弁護士さんの仕事からすると，そんな分割協議はあり得ないと思われるかもしれませんが，税金をどうしても一番安くしたいということであれば，こういう形のアドバイスということになります。

そうしますと，Aは1億6,000万円取っても無税ということになります。Bは8,000万円に相当する税金だけ払えばいいので，1,233万円払うということになりますので，ケース1と比べると約1,800万円違います。これはやはり，ちょっと見過ごせないというか，大きい話にもなってしまいますので，税理士の立場からすると，最小にするためにはこういう方法もあり得ますとアドバイスさせていただくことになります。

相続人	A	B	合 計
課税価格	1億6,000万円	8,000万円	2億4,000万円
相続税額	2,467万円	1,233万円	3,700万円
配偶者軽減	2,467万円	−	2,467万円
納税額	0万円	1,233万円	1,233万円

(5) ケースの比較（第二次相続への影響）

このケース4が第1次相続においては最も税額が安い方法になるわけですが，今日のメインのお話になるかもしれませんが，Aの相続のときの影響，第二次相続への影響を考えなければいけません。実は，Aの課税価格は1億6,000万円となっていますが，実際には3億2,000万円の財産を持つことになります。その次の相続税のことを当然ながら考えないといけないということになりますので，ケース4が本当にベストなのかどうかは，第一次相続のみでは判断しかねるということになります。

そこで，以下，第二次相続を考慮した有利な分割協議について検討したいと思います。

7　第二次相続を考慮した有利な分割協議

ご夫婦の一方が亡くなって，配偶者もだいたい同世代ということになれば，近々，次の相続が起きる可能性を想定しますので，やはり次の相続，あるいは相続税のことを考えながら分割を考えていただくのが望ましいと思います。

第二次相続を考慮した有利な分割協議を行う際に留意すべき事項としては，次のようなものがあります。

(1) 第一次評価額に比べ将来見込額が高くなると見込まれるもの → 子が取得する

例えば，①今後上昇が見込まれる土地，金融資産等が挙げられます。具体的には，再開発が予定されているような土地です。今は調整区域だけど，近々市街化区域になるため，すごく評価が上がるという土地は子供が取っておくということが考えられます。

次に，②非上場株などで，自分で経営していれば今はどう見ても安いが，今後は上がるよということであれば，なるべく子供が取っていくということです。

それから，③畑や雑種地を持っているけれども，そこに将来アパートを建てるとか，評価が上がるというのが見込まれるようなものは子供が取った方が良いと思います。

⑵ 第一次評価額に比べ将来見込額が低くなると見込まれるもの → 配偶者が取得する

例えば，①土地や金融資産は予想の話になってしまいますので難しいですが，もし将来見込額が低くなると言えるのであれば配偶者が取る，と。

②取り壊す予定がある建物ということであれば，財産がなくなりますから配偶者に取っていただいたほうが良いと思います。

③非上場株は，株価の評価がすごく高く出てしまうときもあります。土地保有会社とか株式保有会社では，すごく高く評価されるケースがあります。ちゃんと対策を打っていけば安くできる場合がありますので，こういったものは，1回配偶者が取っていただいてじっくり検討して，次の相続に備えることが必要です。

⑶ 第一次相続の納税用の土地や現預金 → 子が取得する

第一次相続の納税用の土地や預金は，子が取らなければ，子が税金を払えないということがあります。土地を物納したり売却したりする場合も，それを取らないことには納税ができないということになります。

⑷ 第二次相続の物納（又は売却）予定地 → 配偶者が取得する

第二次相続のときの物納予定の土地を配偶者に持っておいてもらうというのも1つのポイントになると思います。次の相続税はだいたいこのぐらいだから，空き地になっているものは将来売ろうかと。だから建物を何も建てずに駐車場か何かにしておこうかと，そのような話をすることがあります。

⑸ 第一次相続で小規模宅地等の評価減の適用を受けようとする土地 → 子が取得
第二次相続で小規模宅地等の評価減の適用を受けようとする土地 → 配偶者が取得

先程の小規模宅地の話と絡んでくるのですが，小規模宅地は面積制限がありますので，第一次相続は子供が取得した土地で適用する方が，次の相続を考えると有利になります。配偶者が土地を持っていれば，次の相続でももう1回使えるわけです。次の事例を参考にご説明いたします。

【事 例】
相続人は，配偶者A，子B及び子Cの3人。
相続財産は，
① 小規模宅地等の適用可（特定居住用）の土地
2億4000万円（480㎡／1㎡50万円）
② 上記土地以外の財産の課税価格6億円

480㎡のうち，特定居住用は上限面積240㎡まで取れますから，この土地を全部子供Bが取得して適用してしまうと，次の第二次相続で小規模宅地の特典がなくなってしまうわけです。ですから，例えば，AとBで半分ずつ取って，Bが取った方だけ小規模宅地を使う。これは合法的に認められておりますので，第一次相続では子供Bの取ったもので使う。配偶者Aに240㎡残りますので，次の相続でもう1回使うということをやれば，これでも税負担がかなり変わってきます。以下に，具体的に見ていきます。

ア　相続税の総額

この事例では，小規模宅地は240㎡まで8割減額ができるということで，9,600万円減額ができます。それから，その他の財産が6億円あるので，課税価格は7億4,400万円となります。この額は，財産をどう分けようと税負担は基本的には変わらないわけです。税金を計算していきますと，2億1,780万円となります。

【計算式】

① 課税価格

- 土地　50万円×480㎡＝2億4,000万円
- 小規模宅地等の減額　50万円×240㎡×0.8＝9,600万円
- 課税価格　2億4,000万円－9,600万円＋6億円＝7億4,400万円

② 基礎控除

5,000万円＋1,000万円×3人＝8,000万円

③ 差引金額

①－②＝6億6,400万円

④ 相続税の総額

6億6,400万円×1/2＝3億3,200万円
6億6,400万円×1/2×1/2＝1億6,600万円
3億3,200万円×50%－4,700万円＝1億1,900万円
1億6,600万円×40%－1,700万円＝4,940万円
1億1,900万円＋4,940万円×2人＝2億1,780万円

イ　第一次相続

そうすると，第一次相続を一番小さくする場合はどういうことかというと，配偶者が課税価格の半分を取れば税額は最小となります。それは何かというと，課税価格7億4,400万円の半分，3億7,200万円を取得すれば，第一次相続の相続税は最小になります。その税額は，半分が無税になりますから，2億1,780万円の半分の1億890万円になります。

【計算式】

⑤ 第一次相続の最小税額

配偶者が3億7,200万円（7億4,400万円／2）を取得すれば税額は最小となる。

したがって，最小税額は，2億1,780万円×50%＝1億890万円となる。

ウ　ケース1（第二次相続）

問題は，結局，配偶者が3億7,200万円を取るときの内訳です。よくあるのは，自宅だから奥さんが全部取ってという形で，そこで小規模宅地を使ってしまう方法です。しかし，この方法は，第二次相続を考えると相当不利になります。

というのも，まず，480㎡の土地を半分ずつ配偶者Aと子供Bが取得をして，配偶者Aが小規模宅地を取ってしまったというケースを考えてください。第一次相続の相続税はどう分けようと同じですが，ここではAの取得した財産の半分の内訳として，土地とその他のものが3億4,800万円ということで残りますので，次に第二次相続で，またこの財産がそのまま残ったと仮定をしていくと，8,680万円が第二次相続の相続税ということになります。

【計算式】

① 第一次相続による取得分

第一次相続による取得分3億7,200万円の内訳は，次のとおりである。

- 土地　50万円×240㎡＝1億2,000万円
- 小規模宅地等の減額　50万円×240㎡×0.8＝9,600万円
- その他の財産の課税価格　3億4,800万円

② **課税価格**

評価額が第一次相続と同じと仮定すると，第二次相続の課税価格は次のとおりである。

- 土地　50万円×240㎡＝1億2,000万円
- 小規模宅地等の減額　50万円×240㎡×0.8＝9,600万円
- 課税価格　1億2,000万円－9,600万円＋3億4,800万円＝3億7,200万円

③ **基礎控除**

5,000万円＋1,000万円×2人＝7,000万円

④ **差引金額**

②－③＝3億200万円

⑤ **相続税の総額**

3億200万円×1/2＝1億5,100万円

1億5,100万円×40%－1,700万円＝4,340万円

4,340万円×2＝8,680万円

エ　ケース2（第二次相続）

他方，子供Bが取った土地で小規模宅地を使ったらどうなるでしょうか。

まず，第一次相続による取得分というのは，配偶者が第一次相続で取る分の内訳は，土地の240㎡は同じですが，その他の財産が，小規模宅地の分をそのまま減らせますから，2億5,200万円しか取らなくて大丈夫だということです。ここに小規模宅地の効果が出てきますので，次の第二次相続の税金が安くなるということです。計算しますと，相続税の総額が4,840万円になります。

【計算式】

① **第一次相続による取得分**

第一次相続による取得分3億7,200万円の内訳は，次のとおりである。

- 土地　50万円×240㎡＝1億2,000万円
- その他の財産の課税価格　2億5,200万円

② **課税価格**

評価額が第一次相続と同じと仮定すると，第二次相続の課税価格は次のとおりとなる。

- 土地　50万円×240㎡＝1億2,000万円
- 小規模宅地等の減額　50万円×240㎡×0.8＝9,600万円
- 課税価格　1億2,000万円－9,600万円＋2億5,200万円＝2億7,600万円

③ **基礎控除**

5,000万円＋1,000万円×2人＝7,000万円

④ **差引金額**

②－③＝2億600万円

⑤ **相続税の総額**

2億600万円×1/2＝1億300万円

1億300万円×40%－1,700万円＝2,420万円

2,420万円×2＝4,840万円

オ　ケースの比較

ケース1のように，小規模宅地の特例を第一次相続で配偶者が使ってしまうと，実質小規模宅地を1回しか適用していないことになります。

しかし，ケース2のように，第一次相続のときに1回子供に取らせて，そこで小規模宅地を使う。第二次相続は，配偶者が小規模宅地の軽減を使っていない土地を取ってもらって，次でもう1回使えば，小規模宅地の特例を2回使えるということで，約3,800万円もの差が出ます。

相続人間で争いがあって，税金のことばかり考えていられないというケースではやむを得ませんが，もし比較的円満であれば，このような形でうまく小規模宅地というものを2回利用したいところです。

8　配偶者が50%取得するのが最適かどうか

配偶者が50％取ると税金が最小になるということは理解していただいたと思いますが，果たして第二次相続まで考えたときに本当に最適と言えるのでしょうか。

これからお話しするのは，今日のテーマのきっかけになった事案を一般化したものです。配偶者は1億6,000万円まで無税という制度がありますから，全体の財産が3億2,000万円以上と以下の場合で変わってきます。これは数字の細かい話になりますが，3億2,000万円以上なら法定相続分だけ考えればいいということになりますし，3億2,000万円以下ですと1億6,000万円ということを気にしながら考えなければいけません。

ここでは，課税価格が3億2,000万円以上の場合に限って見ることにいたします。

【事 例】

相続人は，配偶者Ａ，子Ｂ及び子Ｃの３人。

小規模宅地等の減額後の課税価格６億円

⑴ ケース３（第一次相続）

この事例では，相続税の総額は1億5,700万円となります。これが各自に分配する前の全体の税金ということです。従って，第一次相続をどうしても安くしたいというご要望があれば，配偶者が6億円の半分，3億円を取っていただければ最小になりますという話になります。その税金は，1億5,700万円の半分の7,850万円になります。

通常は，税理士もこういうケースでは，そのようなアドバイスをすることになります。

【計算式】

① 課税価格　６億円

② 基礎控除

5,000万円＋1,000万円×３人＝8,000万円

③ 差引金額

①－②＝５億2,000万円

④ 相続税の総額

５億2,000万円×1/2＝２億6,000万円

５億2,000万円×1/2×1/2＝１億3,000万円

２億6,000万円×40%－1,700万円＝8,700万円

１億3,000万円×40%－1,700万円＝3,500万円

8,700万円＋3,500万円×2＝１億5,700万円

⑤ 第一次相続の最小税額

配偶者が３億円を取得すれば税額は最小となる。

１億5,700万円×3億円／６億円＝7,850万円 … Ａ

⑵ ケース 3-1（第二次相続）

ところが，第二次相続が頭をよぎると必ずしもそうでもなくなってきます。3億円持ったまま配偶者の方が亡くなって，第二次相続はどういう税金になりますかというと*7，相続税の総額は5,800万円になります。そうすると，第一次と第二次で合計1億3,650万円の税金を払うことになります。6億円の財産が次世代にいって安いと考えるか，高いと考えるか

*7：第二次相続のケースを考える際，本来であれば，財産の上昇，下落も考慮する必要がありますが（配偶者がもともと固有財産を持っている，生活費を使う，生前贈与をする，あるいは，先ほど言ったような小規模宅地が配偶者の土地でも使える等による財産の増減があります。），ここでは，財産の増減がなかったという前提で話を進めます。

ですけれども，1億3,650万円を払っていけば次世代に一応移りますねということです。

【計算式】

① 課税価格

本来は，次の算式となるが，ここでは3億円のまま不変とする。

「第一次相続による取得分」＋「配偶者固有財産」±「財産価額の上昇・下落見込み」－「生活費」－「生前贈与予定額」－「小規模宅地等の評価減」－「葬式費用」

② 基礎控除

5,000万円＋1,000万円×2人＝7,000万円

③ 差引金額

①－②＝2億3,000万円

④ 相続税の総額

2億3,000万円×1/2＝1億1,500万円

1億1,500万円×40%－1,700万円＝2,900万円

2,900万円×2＝5,800万円 … B

⑤ 第一次相続＋第二次相続

A＋B＝1億3,650万円

⑶ ケース3-2（第一次相続及び第二次相続）

しかし，第一次相続であえて高い税金を払うことで，第二次相続の相続税を抑えることが可能となります。ここから先は税理士特有のマニアックな話のように思われるかもしれませんが，ぜひご理解いただきたいと思います。

上記の第二次相続の計算式のところに40％というところが出てきます。40％というのは1億円超3億円以下のところで使われる税率です（**【図表2】**参照）。これは累進課税ですから所得税と同じです。階段状になります。仮に，第二次相続を1億円以下にすることができれば，税率が40％ではなく30％となるわけです。

本ケースでは，1億1,500万円×40％ということになっていますから，1,500万円オーバーしています。これをなくすにはどうするか。相続人は2人いますから，実際には3,000万円減少させれば，限界税率が30％になるということです。3,000万円減少させるということは，第一次相続でそれだけ財産を取ってはいけないということになります。ケース3で，先ほど第一次相続で配偶者が3億円取ると話しましたが，3,000万円ほど遠慮しておいた方がよかったということです。従って，第一次相続では2億7,000万円配偶者が取った方がいいのではないかと考えます。そうすると，納税額は8,635万円になります。

この8,635万円という納税額は，ケース3のAの7,850万円よりは785万円多いです。ところが，第二次相続の税金を見ていくと，限界税率が30％になったことによって，4,600万円になります。従って，ケース3-1のBと比べますと1,200万円安くなります。

従って，第一次相続は785万円多く払うけど，第二次相続で1,200万円安くなるということで，差し引き415万円ほど軽減になります。税理士はそこまで考えるのです。これはまさしく，相続税の計算の構造からきているということになります。

【計算式】

＜第一次相続＞

① 配偶者軽減

1億5,700万円×2億7,000万円／6億円＝7,065万円

② 納付税額

1億5,700万円－7,065万円＝8,635万円 … A’

（＋785万円）

＜第二次相続＞

③ 差引金額

2億7,000万円－7,000万円＝2億円

④ 相続税の総額

2億円×1/2＝1億円

1億円×30%－700万円＝2,300万円

2,300万円×2＝4,600万円 …B’（△1,200万円）

⑤ 合計

A’＋B’＝1億3,235万円（△415万円）

第一次相続で785万円多く納付しなければならないが，合計で415万円が軽減となる。

⑷ ケース3-3

さらに税額を抑える方法もあります。

第一次相続というのは，実は6億円の財産で1億5,700万円の税金が掛かっていますから，相続税の総額，配偶者の軽減をする前の金額として，平均税率が26％になっています。

第二次相続は，先ほど見たように，ケース3-1では税率40％，ケース3-2では少し工夫をして，税率30％にしました（**【図表2】**参照）。

しかし，もっと言えば，本当に相続税を最小にするためには，平均税率26％より少ない**【図表2】**のもう1つ下の税率20％を使う，そうすれば，相続税が最小になります。そのためには，もっと配偶者が遠慮して1億7,000万円しか取らないで，子供が4億3,000万円取ればよいのです（計算式は省略しますので，**【図表8】**をご参照ください）。

⑸ ケースの比較

以上をまとめると，ケース3-1というのは，配偶者が3億円，普通に半分取った場合で，合計は1億

【図表8】ケース3-1～3-3の比較

	第一次相続	第二次相続	合　計
ケース3-1	遺産額6億円 • 配偶者3億円 …税額　0 • 子3億円 …税額7,850万円	遺産額3億円 • 子3億円 …税額5,800万円 （限界税率40%）	税額…1億3,650万円
ケース3-2	遺産額6億円 • 配偶者2億7,000万円 …税額　0 • 子3億3,000万円 …税額8,635万円	遺産額2億7,000万円 • 子2億7,000万円 …税額4,600万円 （限界税率30%）	税額…1億3,235万円 （△415万円）
ケース3-3	遺産額6億円 • 配偶者1億7,000万円 …税額　0 • 子4億3,000万円 …税額1億1,252万6,600円	遺産額1億7,000万円 • 子1億7,000万円 …税額1,600万円 （限界税率20%）	税額…1億2,852万円 （△798万円）

3,650万円の負担になります。

ケース3-2は，3,000万円ほど遠慮して2億7,000万円取った場合で，第一次相続は税金が増えますが，第二次相続が下がりますから，合計1億3,235万円になります。

ケース3-3は，もっと配偶者が遠慮して1億7,000万円しか取らないで，子供が4億3,000万円取る場合です。この場合，第一次相続はものすごい税金になります。1億1,000万円ほどになります。ところが，第二次相続は1,600万円で済みますので，差し引き800万円ほど安くなります。こういう税負担の差が出てきます。

以上が，課税価格が3億2,000万円以上の場合になります。これに対し，課税価格が3億2,000万円以下の場合には，配偶者の取得分が1億6,000万円までは税額が発生しないという点も考慮に入れなければいけませんが，ここでは省略させていただきます。

9　最後に

まとめということになりますが，税理士が分割協議の参考意見を求められるというのは実際問題多いわけですが，その際には，第一次相続だけではなく第二次相続も十分考慮してアドバイスをします。第二次相続では，第一次相続による取得分，配偶者の固有資産，財産価額の上昇・下落見込み，生活費，生前贈与予定額，小規模宅地等の評価減，葬式費用なども考慮して，納税見込みを概算で計算して，第一次相続の分割の判断材料にするということです。第一次相続で多く払うかどうかについては，第二次相続での税負担も含めた合計の税負担を考えなければいけないということをご理解ください*8。

最後に一つ，税理士からのお願いになりますが，弁護士の皆様には，遺言書に税金の負担まで書いていただきたいと思います。例えば，不動産に係る税金とか登記費用の負担者，あるいは相続税について書いてないものが結構多くて，例えば1,000万円あげるといっても，税引き後なのか税引き前なのか分からないケースが結構あって，我々としてはどうしていいか非常に悩むケースがあります。

それから，ぜひ弁護士と税理士の協調をお願いしたいと思います。我々も法務はもちろん分かりませんし，今日お話ししたように皆さんも税金のところはかなり細かくて分からないということで，ぜひ税理士を活用していただければということで，今日の話を終わりにさせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

（構成：西岡 毅）

【参考文献】
「Q&A 相続税 小規模宅地等の特例」（松岡章夫／山岡美樹 共著，大蔵財務協会）

＊研修においては，上記の問題以外にも，孫への負担付遺贈があった場合の課税関係，他人への遺贈がある場合の課税関係，期限後申告，修正申告，更正の請求の特則，農地に関する相続税の納税猶予の特例，非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例等についてもご教示いただきましたが，誌面の都合上，本誌に掲載するにあたって，割愛させていただきました。ご了承ください。

*8：なお，以上は，配偶者がすぐに亡くなる場合で，相続人が同じということが前提です。配偶者に別の相続人がいるような場合には，さらに問題が複雑になりますので，その点はご注意下さい。